

# 第 101 期 事業報告書

〔令和 6 年 3 月 1 日から  
令和 7 年 2 月 28 日まで〕

一般社団法人 信託協会

# 事業概況

近年、急速に進行する少子高齢化などの社会・経済環境の変化を背景として、後見制度支援信託、遺言信託、遺言代用信託や、教育資金贈与信託、結婚・子育て支援信託などの信託へのニーズが高まっている。信託制度は、社会の多様なニーズに対応し、その有する各種機能を発揮することで、経済・国民生活の重要なインフラとして定着し、これまで以上に信託の役割が期待されている。

令和6年度においては、公益信託法が100年ぶりに抜本的に改正されるとともに、資産運用立国の実現に向けて、金融・信託関連制度の様々な見直しが行われる中、当協会は、信託制度の普及・健全な発展に向けて、次のような協会活動を積極的に展開した。

なお、令和8年に創立100周年を迎えるにあたり、2050年に向けた様々な経済・社会環境の変化を想定し、必要とされる信託制度、信託商品・サービスを展望すべく、「信託業界のありたい姿」の策定に向け、議論した。

## 1. 信託制度の普及・発展に向けた意見表明・要望活動等

### (1) 税制改正要望

「令和7年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、財務省、金融庁、こども家庭庁、厚生労働省、経済産業省、文部科学省、内閣府、国土交通省等の各関係方面に提出した。主要要望項目は、次のとおりである。

1. 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について恒久化すること。少なくとも適用期限（令和7年3月末）を延長すること。また、本制度のさらなる活用にあつては、資する所要の税制上の措置を講ずること。
2. 確定拠出年金における従業員拠出の拡充および拠出限度額を引き上げること。  
加えて、確定拠出年金制度の非課税枠について、自助努力で資産を形成するため、生涯にわたって有効に活用できるような措置や、従業員拠出が可能な「マッチング拠出」において、事業主掛金額を超えての拠出を可能とする措置をとること。また、個人型確定拠出年金について、第2号被保険者間の非課税枠を統一すること。
3. 個人を受益者とする信託契約において、受託者によるNISA口座の開設を可能とすること。

4. ESGなどの非財務指標を算定基礎とする役員報酬について損金算入が可能となるよう、所要の税制上の措置を講じること。
5. 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について恒久化すること。少なくとも適用期限（令和8年3月末）を延長すること。
6. 企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置を延長すること。

要望の結果、「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月27日閣議決定）において、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の適用期限の2年延長（令和9年3月末）が措置されることとなった。

また、企業年金等の拠出段階における税制優遇措置の拡充については、賃金上昇の状況が勘案され、確定拠出年金（iDeCoを含む）の拠出限度額が7,000円引き上げられたほか、マッチング拠出について、事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止された。

なお、「個人を受益者とする信託契約において、受託者によるNISA口座の開設を可能とすること。」については、国税庁へ照会のうえ明確化することとなった。

上記のほか、当協会公表の受益証券発行信託計算規則の見直しを前提に、法人が有する特定受益証券発行信託の受益権（以下「所有受益権」という）につき元本の払戻しとして金銭の交付を受けた場合における所有受益権の譲渡損益の計算について、その譲渡原価を所有受益権の帳簿価額に元本減少割合を乗じて計算した金額とすること（所得税も同様）、公益法人などに対して財産を寄付した場合の譲渡所得等の非課税の「承認に係る特例」の対象範囲の追加等、NISA制度の利便性向上等が措置されることとなった。

加えて、教育資金贈与信託および結婚・子育て支援信託については、他団体等を通じた広報用資料（チラシ・ポスター）の配布およびメディア媒体（テレビコマーシャル・新聞・雑誌・ラジオ・WEB広告・電車広告）への広告掲載により、認知度向上に努めた。

## （2）規制改革要望

「規制改革に関する提案」（5項目）を取りまとめ、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」の受付を実施している内閣府規制改革推進室宛てに提出するとともに、金融庁をはじめ関係各方面に要望活動を行った。

本年度提出した要望のうち、「相続手続きのデジタル化」については、令和6年4月25日開催の内閣府規制改革推進会議公共ワーキング・グループで当協会より説明を行った。これにより、規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）において、令和6年度に結論を得る旨が記載された。

上記のほか、「増改築等の理由による営業所等の一時的な位置変更に係る手続きの緩和」、「管理型信託会社および自己信託業務における登録事項の変更に伴う届出期限の緩和」および「金融サービス仲介業に『信託媒介業務』を追加すること」について「検討を予定」との回答が公表された。

### （3）ESGへの取り組み

昨年度に引き続き、金融・投資分野の各業界トップと国が連携し、ESG金融に関する意識と取り組みを高めていくための議論・行動を行う場である「ESG金融ハイレベル・パネル」（環境省主催）について、会長が委員に就任した。

また、本邦市場でのGX・サステナビリティ投資商品のあり方等に係る意見交換の場である「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」（金融庁主催）に委員として参加し、「『サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ』対話から得られた示唆」が公表された。

### （4）その他の要望活動等

「公益信託ニ関スル法律」が100年ぶりに抜本的に改正され、「公益信託に関する法律」が令和6年5月14日に成立した。これにより、企業や国民が公益活動を展開していく手段として、公益信託の幅広い活用が期待されるところ、公益信託の普及・発展を通じた公益活動の活性化に寄与するべく、12月20日に公開シンポジウムを開催した。

## 2. 信託制度に関する調査・研究等

信託制度に関する調査・研究を推進するため、信託法務研究会・信託税制研究会・信託経済研究会を設置している。

信託法務研究会においては、事業承継のための信託における諸問題、受託者の善管注意義務の概念の再検討、企業価値担保権と信託という理論的・実務的に重要なテーマについて検討を行った。

信託税制研究会においては、公益信託税制の改正、改正公益信託制度と米国 Donor-Advised Funds との距離、REITの課税とガバナンス、受益証券発行信託に関する税制上の取扱いについての研究を行った。

信託経済研究会においては、信託業界のありたい姿（2050年に向けて）をテーマに研究を行い、その成果を踏まえ、信託経済コンファレンスを開催した。

また、信託研究の振興を図るため、信託に関する学問的研究を志す方々に信託研究奨励金を贈呈するとともに、大学へ信託法講座を寄付した。

さらに、中華民国信託業商業同業公會（台湾信託公会）を往訪し、台湾の信託制度・業務に関する調査・情報交換を行ったほか、台湾信託公会、中国信託業協会の来訪団を受け入れるなど、アジア諸国の信託に関連する協会等との交流を行った。加えて、日本成年後見法学会主催の国際シンポジウム「ドイツ世話法改正と日本成年後見法の今後」に参加し、学術研究および実務面での交流を行った。

### 3. 信託制度の普及・健全な発展に向けた活動の推進

#### (1) 信託制度の普及活動の推進

社会一般の信託に対する理解を深め、信託制度の改善や活用に資するため、会長記者会見をはじめ信託の受託概況等の各種ニュースリリースを実施するなど、マスコミを通じた広報活動を行った。

また、「日本の信託（2024）」を発行し、消費者関係団体等へ配布したほか、パンフレット等の改訂やウェブサイトの動画の修正等、信託の周知・情報提供を行った。

さらに、大学や社会福祉法人、特定非営利活動法人などからの依頼を受け、信託の仕組みなどをテーマとした講師派遣を行ったほか、令和6年8月から本格的に業務を開始した金融経済教育推進機構等と連携し、金融経済教育への取り組みも推進するなど普及活動を行った。

#### (2) 信託制度の健全な発展に向けた周知・啓発活動の推進

加盟会社に対し、日本弁護士連合会との相続関連業務に関する合意書に基づいて開催される情報連絡会の模様について報告するとともに、同合意書の遵守・徹底を改めて要請した。

また、信託制度の活用が多様化していく中で、信託制度の健全な発展に資するため、広く信託の実務に携わる方々等を対象に以下のテーマでオンラインにより信託オープンセミナーを開催した。

- ・ ISSB 基準：より良い意思決定のための、より良い情報
- ・ ESG 活動と業績
- ・ 情報セキュリティ 10 大脅威 2024
- ・ 民事信託に関する裁判例と実務上の留意点

さらに、信託の担い手拡大による加盟会社の裾野が広がって

いることも踏まえ、信託税制および各商品に係る税制を取りまとめた信託税制要覧を改訂し、加盟会社に周知した。

### (3) コンプライアンス活動の推進

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る情報提供等を加盟会社に行ったほか、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを推進するため、加盟会社向けに全国銀行協会から提供を受けた反社会的勢力に関するデータ提供を継続的に実施した。

また、認定個人情報保護団体として、対象事業者に対する指導、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情受付、信託セミナーの開催等を通じて情報提供を行った。

### (4) 信託研修事業の推進

加盟会社の職員を対象とする信託通信講座を実施したほか、全国地方銀行協会等に対して信託通信研修に係る協力を行った。

また、信託契約代理店向けに信託業務・信託関連法令の知識習得のための集合研修をオンラインにより開催した。

さらに、加盟会社の役職員を対象に以下のテーマでオンラインにより信託セミナーを開催した。

- ・ 令和6年度税制改正
- ・ 改正障害者差別解消法
- ・ 信託税制の基礎と今後の課題
- ・ 働き方やDXなど環境変化が進む中で、従業員による内部不正をどう防ぐのか～ログの有効活用による、リスクを可視化する方法～
- ・ 価値創造に貢献する内部監査～戦略に貢献する内部監査への進化と提言～
- ・ AI利活用における個人情報取り扱いの留意点
- ・ 金融庁ガイドラインを踏まえたサイバーセキュリティ管理

## 4. 利用者保護の推進

信託の利用者の利便性向上に資するため、利用者等からの相談・照会等に対応するとともに、ホームページ等を通じた信託相談所の周知、相談の受付状況等の情報提供を行った。

また、利用者保護の観点から、指定紛争解決機関として、全ての信託兼営金融機関、信託会社等の信託業務等を対象に、信託業務等にかかわる苦情の解決、争いがある場合のあっせんなどを行い、ホームページ等を通じてあっせん委員会の運営状況について公表した。

さらに、外部有識者からの意見や他の指定紛争解決機関、消

費者団体等との情報交換、金融トラブル連絡調整協議会における検討状況等を踏まえて信託相談所の運営改善・強化に努めた。

#### 5. 組織運営の円滑化

主要行事の信託大会、社員・準社員懇談会等については、効率的かつ円滑な運営に努めるとともに、各種委員会等については、その目的を果たすことができるよう、柔軟に適時、適切な方法により開催した。

また、ホームページや社内ネットワークの各種セキュリティ対策を講じ強化したほか、引き続き加盟会社に対する関係省庁等からの情報提供の充実を図り、給与明細の電子化などの事務の合理化・効率化に努めた。

以 上